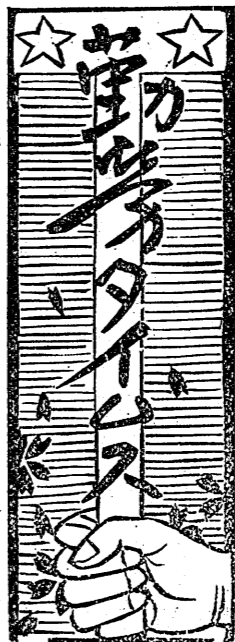


旬刊



毎月一回一日一五日発行  
定例 一部二十五銭  
一月五十銭  
廣告 一行一圓  
場所指定五十銭  
編者 藤野野矢 木村安次  
行印刷人 木村安次

日查調産財

以降の預貯金  
百圓以上の引換は申告  
此の度の臨時  
財産調査日來  
三日午前〇  
時を以て申告  
するが其申告書は大蔵省で  
印刷し既に町内會、部落會  
などを通じて各家庭に配付  
された、申告書の提出また  
は記し方などは申告書の裏  
面に示してあるがわかりや  
すく説明する

綜合インフレ對策發表

支拂制限斷行  
新 發行手持現預金は強制預金  
政府は先般來悪性インフ  
レの對策を考究中であつた  
が今この非常措置として  
新圓の發行による預貯金  
の抽出制限と手持現預金  
の強制預金とすることに  
決した

供米に強權發動

食糧緊急措置令公布  
食糧緊急措置令公布  
發表以來民衆各層より痛  
烈なる反對を受けた主要  
食料品に關する強權措置に  
ついてはその後極密院で慎  
重審議中のところである  
本決定となつたので政府で  
は九日の臨時閣議に付議決  
定すると同時にマツカーサ  
ー司令部の諒解を求めつゝ  
あつたがこのほゞ司令部  
より本措置の運用を禁じあ  
へて人民の協力を基調と

給料現金支拂は五百圓まで

世帯主は月に三百圓  
金融緊急措置令の要綱左  
の如し  
一、金融機關は二月十日現  
在の預貯金、定期積立金  
金銭信託年金等は原則と  
して支拂をなし得ない  
二、俸給賃金等は月額五百  
圓(賞與を含む)までは現  
金其を超へるものは封鎖  
に亘る支拂の必要なること  
支拂とする  
一、世帯毎月世帯主三百圓  
世帯員一人百圓づつづの制  
度で生活資金として預金  
の引出しをなし得る  
一、現行日銀券は拾圓以  
上のは三月二日限り  
失効となる  
一、右舊券は三月七日まで  
金融機關に預け入れらる  
一、新舊券の引換は二月二  
十五日より三月七日まで  
金融機關で實施する  
一、引換額は個人一人百圓  
金融機關三月三日以降の  
金融機關上必要な金額  
は引出し得る

新物價對策確立の根本的要素

網決す  
我國における戦後物價政策  
は通貨ならびに物資の兩面  
に亘る施策の必要なること  
は勿論でありこれよりイン  
フレを阻止物價の安定を圖  
るに最も緊要なるもの  
であるが、今回政府の決定  
であるが、左の如きものである  
一、既在の購買力は通貨の  
引換、預金の封鎖財産税  
の課税等によりこれを封鎖  
を縮小し、新規の購買力  
を縮小すること  
一、米、石炭其他の主要食  
糧重要基礎物資の統制價  
格を合理的に定正しつゝ、  
これに對照して生鮮食糧  
品及び日用品等の實際價  
格につき引下の措置を講

政府の資金で買上げ

野菜や鮮魚を配給  
綜合インフレ對策の實施に  
よつてさし當つて變調を豫  
想される生鮮食料品に對す  
る處置については恒久的對  
策を樹立されるまで其暫定  
方法として農林省では次の  
鮮魚、野菜とも政府資金  
により大體現在の産地價

再申告を要す

財産調査日以降の預金  
今回の新圓交換に際し三月  
三日が財産調査日となりそ  
れから五日目の七日が預金  
受付の最終日となつてゐる  
ため三日まで現金をかくし  
ておいて四日以降に預金し  
てもそのもれも財産税の對象  
となることは勿論である、即  
ち三日以後に生じた預金は  
五圓も同様で小額紙幣はそ  
の儘今後も流通ができるわ  
けであるがその額は一圓券  
六千九百萬圓、十圓券五千  
五百萬圓、五圓券千八百萬  
圓、五十圓券八億九千萬圓  
五圓券十億圓で計廿億二千  
八百萬圓となる  
なほ舊券と新券との交換  
に際し交換に應じなかつ  
たものは罰則規定が適  
用されるから一般の人は注  
意が肝要である

社告

諸物價騰貴の爲め本紙の  
購買料金を自然値上の止  
むなきに至り本月より左  
の通り改正致し候  
一、一部 二十五銭  
一、一ヶ月 五十銭  
一、廣告料 一行一圓  
場所指定五十銭増  
平市五丁目  
電話九番九九番  
釜屋

釜屋

電話九番九九番  
平市五丁目

引換 未済額 卅億圓に達せん

失業対策費に充つる見込み

日銀券預入令に基き日銀は政府ではあらたに消費組合... 三月三十一日を以て同法を慎重立案中である...

巨大な物品が國民へ

隠匿物品の数量

不正または不当に物資を隠匿または退避したものは... 皮革五百トン、革靴二萬足、こう化油百トン...

消費組合法を立案

民間組合に法的基礎

いままでも産業組合法による消費組合ならびに民法上の組合および単に申告せられた消費團體がいはいゆる消費組合の体形をなしてゐたが...

辭表提出の校長二十名

責任感から勇退

學年末の恒例異動を控へて本縣の國民學校教員には二つの動きが現れてゐる... 辭表を提出し、三月までには六十名を越すものと見られてゐるが...

近き官制公布

日備勤勞署を創設

日備勤勞者の統制機關と同措置の意義は極めて重要にして、勞務協會が解散して官制の要領は次の通りである...

改正選舉法一部の疑義について

或る讀者より次の通り質問すが、これが末尾に判るで問がありましたので回答のせうか... 答へて有りましたのでその形式で左に御答へいたします...

會

勞務の適正なる企畫執行に關するため都道府縣並に日やとい勤勞署に處理委員會を設置する... 委員は勞務代表民衆の間際者より適當なる者をもつて構成

(1) 都道府縣處理委員會(勞務代表) 職別を勞務代表八名以内(事業主代表) 土木建築業者、陸上荷役、海上荷役業者、鑛工業者八名以内(學識經驗者) 終戦連絡事務局委員、現業官廳職員、内務省土木出張所長八名以内

技能及び就労状況などを明かにす、就労幹旋にあつては事業の緊急度、特技能者の活用、事業主との特殊な關係を尊重することを留意する... 集合日やとい勤勞署が需要に不足した場合は、他の日やとい勤勞署または一般勤勞者との連絡調整を計る、または進駐軍の完全充足、勤勞者の積極的開拓、部落會の活用などにより責任供給をなし、貸金支拂、物資供給については適正を期す